

1.1 建設発生土情報交換システムの目的

建設発生土情報交換システムは、全国の全ての公共工事について、共通に利用できるオンラインによる情報交換システムです。

建設発生土情報交換システムは、「建設発生土が発生する公共工事（搬出工事）」及び「建設発生土を利用する公共工事（搬入工事）」を対象に、設計・積算から発注、施工、完了に至るまでの建設発生土の利用に関する最新の情報を提供することにより建設発生土の工事間利用の促進に活用されることを目的としています。

これらの情報の積極的な利用により、国土交通省「建設リサイクル推進計画2008」における建設発生土のリサイクル（有効利用率）目標値90%（平成27年度）を達成し、資源循環型社会の構築に寄与することを目指すものです。

1.2 建設発生土情報交換システムの位置づけ

国土交通省では「リサイクル原則化ルール」を定め、工事現場から50km以内に他の工事現場がある場合、経済性に係わらず、工事間で建設発生土を利用することを原則としています。

工事間における建設発生土の利用を促進するためには、先ず、建設発生土が発生する工事、建設発生土を利用する工事について、積極的に情報交換を行う制度を確立することが不可欠です。

このため、全ての公共工事発注者が共通に利用できる建設発生土情報交換システムを構築し、このシステムを利用して、50km圏内で建設発生土を利用できる工事を検索し、調整することにより建設発生土の工事間利用を実現することができます。